

千葉県ふるさとハローワーク事業業務委託に係る企画提案募集要項

1 委託名

千葉県ふるさとハローワーク事業業務委託

2 参加資格

企画提案に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な運営体制及び財政能力を有すること。
- (2) 各行政機関等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 法人市民税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。

3 業務の目的

「千葉県ふるさとハローワーク事業業務委託」仕様書に記載のとおり

4 業務委託の内容

「千葉県ふるさとハローワーク事業業務委託」仕様書に記載のとおり

5 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

6 委託料

金15,875,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

7 履行場所

千葉市内

8 企画提案参加申込書及び誓約書について

企画提案に参加を希望する者は、下記（3）に記載の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部雇用推進課（千葉市役所2階）

(2) 提出期限

令和4年2月28日(月)午後5時まで

(土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

(3) 提出書類

ア 企画提案参加申込書

イ 提案者に関する調書

ウ 誓約書

エ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

オ 印鑑証明書(代表社印)

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)

※発行日は申請日から3か月以内であること。

キ 市税完納及び特別徴収に関する証明書

(4) 質問の受付

ア 質問内容

本募集要項及び仕様書に関する質問について、電子メールによる「質問書(別紙)」の提出を受け付ける。

イ 質問受付期限

令和4年2月22日(火)

ウ 質問送付先

千葉市経済農政局経済部雇用推進課 E-mail:koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp

エ 質問回答

令和4年2月25日(金)までに回答し、質問及び回答については、市ホームページにおいて公開する。

(5) 企画提案書の提出期限・提出先

ア 提出書類

本募集要項9-(2)に記載のとおり。

イ 提出期限

令和4年3月4日(金)午後5時まで

(土、日及び休日を除く9時から17時まで)

*郵送の場合は、書留の扱いとする。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部雇用推進課

エ 提出部数

正本1部(社名を記載し押印する)

副本4部(社名等未記入)

9 事業者選考について

(1) 選考方法

選考は、千葉市が設置する審査委員会で、提出されたすべての企画提案書を、下記(3)の審査基準により選定する。

なお、**審査は書面のみで行い、プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。**

(2) 企画提案書

次に掲げる内容について企画提案書を提出すること。

ア 企画提案書表紙

イ 企画提案書本文（任意書式）

千葉市ふるさとハローワーク事業業務委託提案仕様書に記載されている、「委託内容」に対する提案を行うこと。提案には、下記(3)の審査基準に記載されている、「評価項目」と「評価の着眼点」に対して、可能な限り具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

ウ 過去における類似業務の実績

業務内容及びその結果がわかる資料を提出すること。

エ 業務に要する経費の精算書

- ・仕様書に記載されている業務を実施するために必要な費用を算定すること。
- ・精算書の項目（内訳）は、できるだけ詳細に分類して記載すること。
- ・業務委託料の上限額を超える事業の提案を行う場合、超過する部分については提案者の負担とする。

(3) 審査基準

選定に係る審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

ふるさとハローワーク			
	評価項目	評価の着眼点	配点 (100)
(1)	事業達成への工程	仕様書に記載の本業務の目的及び内容に即し、工程が段階的に整理され、利用者数の増加に向けた広報手法等が現実的であると認められるか。	25
(2)	ふるさとハローワークでの支援の有効性	利用者に対する支援内容が明確に示されているか。また、生活相談、職業紹介への引継ぎ等、利用者の段階に応じた支援策が図られているか。	25
(3)	感染症対策と利用者支援の両立	相談のデジタル化等、感染症対策と利用者支援を両立できる体制となっているか。	20
(4)	人員配置について	窓口業務人員について、円滑に業務が行える配置計画となっているか。	15

(5)	効果検証の有効性	本業務の遂行に当たり、効果を確認できるものとなっているか。また、月次報告、年度報告の手法等が検証を行えるものとなっているか。	15
-----	----------	--	----

(4) 選考結果の通知

令和4年3月15日（火）までに、企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送、及び市ホームページで公表する。

10 その他

(1) 本委託の事業の実施可否は、令和4年第1回定例会において議決される令和4年度予算措置をもって確定する。

令和4年度予算措置の状況により、事業の未実施又は仕様の一部変更が生じる場合がある。

(2) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書については、返却しない。

(4) 提出書類の取扱いについて

ア 応募者が市に提出した書類は、理由のいかんを問わず返却しない。また、市は、委託者の選定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

イ 委託者に選定された場合、委託者が提出した提案書等提出書類は、個人情報を除き、すべて公表する。

ウ 委託予定候補者の提出書類に記載された内容については、委託前であっても、市議会における議案の審査等において、市が公表することが不適当と認めるものを除いて公表する。

エ その他、すべての応募者の提出書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となり、原則として開示する。

※ 千葉市情報公開条例に規定する「不開示情報」は開示されないが、例として、次回の応募に支障が生じるおそれがあるという抽象的可能性だけでは、不開示情報には該当しない。これは、委託者選定過程の透明性を図るためであり、特に、委託者又は委託予定候補者の提出書類に記載された情報については、個人情報等を除き、原則として不開示情報として認められないものとする。

11 契約について

(1) 契約の締結

ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に委託契約を締結する。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではない（業務委託仕様書については、提案された企画内容をもとに委託先候補者と協議の上、作成する）。

ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第 29 条各号に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。